

# 酒田市成年後見制度利用促進計画

## 1. 計画策定の趣旨

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題となる一方、こうした方の生活を支える重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」という。）が制定されました。

促進法の施行を受けて、国では平成29年に成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国計画」という。）を閣議決定し、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ることを求めています。

本市においてもこうした状況をうけて、必要としている人が制度を利用できるよう、本市の実情に応じた成年後見制度利用促進施策をすすめるため策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

○促進法に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画としての位置づけ

促進法第14条第1項に規定に基づき、国計画を勘案し、市町村成年後見制度利用促進基本計画として定めるものです。

○第4期酒田市地域福祉計画としての位置づけ

第4期酒田市地域福祉計画と一体の計画として位置づけて進めていくものです。

## 3. 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

## 4. 計画の基本方針

促進法の基本理念、国計画の基本的な考え方を踏まえ、本市の実情に応じた成年後見制度の利用促進施策を推進していくこととします。

## 5 現状と課題

- 市民アンケートでは、成年後見制度について、制度内容も含めて知っている  
と回答した方は34.2%にとどまっています。成年後見制度の利用の促  
進・充実を図っていくためには、制度のわかりやすい広報や周知活動による  
理解の浸透が必要、との回答が上位となっています。制度が市民の間に浸透  
していない現状を見据え、広報や周知活動による制度理解の浸透が求められ  
ています。また、成年後見制度の利用の促進と充実を図っていくためには、  
制度の内容や利用を相談できる専門の相談窓口の設置が必要との回答が上位  
となっており、相談窓口の設置と相談員の資質向上が必要です。
- 今後、認知症高齢者の増加や家族形態の変化により制度の利用者は増加する  
と思われませんが、一人が受け持つことのできる数は限られています。社会福  
祉協議会や社会福祉士会、司法書士会の会員による受任だけでなく、市民後  
見人等の担い手の育成と受任者の確保、さらに受任者調整を行い効率的に決  
めることのできる場づくりが課題となっています。
- 申し立てを行う身寄りがいない者のために市が行う市長申立の相談件数は増加  
傾向にありますが、相談から申し立てまでが長期化しています。虐待ケース  
での審判前の保全処分や措置入所などの制度や、親族申立の制度が十分に利  
用されていない現状を踏まえ、市長申立についての取り扱いを整理したうえ  
での迅速で適切なサポートの実施とともに、市民の制度理解を深めることで  
親族申立などの制度を活用し、市長申立に費やす事務量を減らすことで迅速  
な支援が実施できます。

## 6. 施策の柱と具体的施策

以下の3つの柱について、本市をはじめ、国や県、酒田市社会福祉協議会並  
びに関係機関等が連携して進めていきます。

### (1) 市民理解の深化と担い手確保

#### ① 広報・周知

- 成年後見制度の利用が円滑に進むよう、関係機関と連携し、パンフレッ  
トの作成やセミナー等を開催し、任意後見制度等も含めた成年後見制度  
の普及啓発を行います。

## ②後見人受任者等の確保・支援

- 市民後見人の育成や法人後見の体制強化などを通じ、後見人等受任者を確保します。また、現に後見人等を受任する親族後見人、専門職後見人、法人後見の後見活動を支援します。

## (2) 地域の相談支援体制整備

### ①権利擁護の地域連携ネットワークの構築

- 支援の必要な人の早期発見と情報共有を行うとともに、支援について協議し地域として協力してあたることのできる、関係機関の地域連携ネットワークを構築します。

### ②成年後見支援センターの設置

- 本人や家族、後見人等や関係機関による相談に対応、受任者調整や後見人支援を行い、地域連携ネットワークの事務局となる専門機関を設置します。
- 設置にあたっては、現に法人後見を実施し、相談や周知活動を行う酒田市社会福祉協議会とその在り方などについて協議を進めます。

## (3) 市長申立の実施と利用助成

### ①市長申立の取り扱いの明確化

- 親族が申し立てを行うことが困難な方のために行う市長申立について、利用しやすいよう取り扱いを明確化します。

### ②利用助成の実施

- 制度の利用が必要であるにもかかわらず、申し立てに必要な鑑定費用や後見人等報酬を負担することが困難な要支援者に対して、費用助成を行います。

《参考》

市長申立件数（酒田市）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
合計	10	7	6	10	8
後見	10	7	5	9	6
保佐	0	0	1	1	1
補助	0	0	0	0	1

市長申立事案における後見人内訳（2年度まで累計、被後見人死亡を除く）

親族	社会福祉士	弁護士	社会福祉協議会	司法書士	行政書士
1	15	6	12	2	1

申立件数（山形家裁酒田支部管内）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
合計	24	18	21	27	22
後見	19	18	20	25	21
保佐	5	0	1	2	0
補助	0	0	0	0	1

福祉サービス利用援助事業利用者数

年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
実績値	91	109	121	130	126

